

ハローワーク もりおか

平成30年2月 No.533

「もりおか地域新社会人合同歓迎会」 開催のご案内

盛岡公共職業安定所管内（盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町、矢巾町）の事業所に就職した平成30年3月新規学校卒業者等（卒業後3年以内の既卒者を含む。以下同じ。）の新社会人としての門出を祝福するとともに、勤労青少年としての自覚と勤労意欲の高揚を図ることを目的として、「もりおか地域新社会人合同歓迎会」を開催します。

地元企業及び地域経済発展の担い手となる、これから就職者への歓迎と激励を込めて開催いたしますので、就職者の出席について、事業主の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

★開催日時

平成30年4月6日（金） 14:00～16:00

★開催場所

ホテルメトロポリタン盛岡 本館 4階
（盛岡市盛岡駅前通1-44）

※会場へ直接のお問い合わせはご遠慮ください。

★参加対象者

平成30年3月新規学校（公共職業能力開発施設等を含む）卒業者等で、管内事業所に就職した方。

★主催

盛岡公共職業安定所、盛岡地域雇用開発協会

★後援

岩手労働局、岩手県盛岡広域振興局、盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町、矢巾町、盛岡商工会議所

★実施内容

第一部 式典（14:00～14:45）

第二部 講演（14:55～16:00）

なお、式典において平成29年度の優良勤労青少年表彰並びに職業生活体験作文入賞者の表彰も併せて行われます。

詳しい内容についてのお問い合わせは求人企画部門学卒担当までお願いいたします。
(TEL019-624-8905)



写真は、平成29年度「合同歓迎会」の様子

もくじ

- 「もりおか地域新社会人合同歓迎会」開催のご案内…………… 1
- 「盛岡・企業ガイドブック・ホームページ」2019版掲載企業の募集…………… 2
- 企業の皆様へ～労働者の募集や求人申込みの制度が変わりました～…………… 3
- 雇用保険の各種届出の電子申請をお勧めしています。…………… 4
- 最近の求人求職のうごき…………… 4

『盛岡・企業ガイドブック』 『盛岡・企業ガイドブック ホームページ』 2019版掲載企業 募集中!!

盛岡地域雇用開発協会では、就職活動をしている学生等を支援し、地元企業の労働力確保のための情報提供資料として「盛岡企業ガイドブック」及び「盛岡企業ガイドホームページ」を作成しております。

盛岡公共職業安定所管内への就職を希望する学生をはじめ、盛岡市内の中学校・岩手県内の高等学校・岩手県内外の大学等に配付するとともに、就職面接会等でも配布し好評を得ております。

2019版への掲載を希望される企業を下記により募集しています。

多くの企業のみなさまに掲載いただきますようお願いいたします。

発行誌名： 「盛岡企業ガイドブック2019」

発行者： 盛岡地域雇用開発協会（監修・盛岡公共職業安定所）

仕様版型： A4（冊子）サイズ
（表紙等カラー印刷、事業所案内1色刷り。ホームページはカラーになります。）

発行部数： 3, 500部

配布先： 県内各高等学校、中学校を卒業予定で就職を希望する者
県内大学、短大、専門学校並びに全国の大学
新卒応援ハローワーク並びに岩手県Uターンセンター
新卒応援ハローワークを利用する学生、各就職面接会参加者

原稿締切： 平成30年3月下旬

発行日： 平成30年5月中旬

その他： 掲載はガイドブックとホームページ併用のほか、ガイドブックあるいはホームページのみの掲載も可能です。

申込方法： 所定の申込書に原稿を添えて、盛岡地域雇用開発協会へお申し込みください。



※参考(2018版)

※ 詳しくは、**盛岡地域雇用開発協会事務局**
(ハローワーク盛岡内 TEL019-624-8905)までお問い合わせください。

労働者を募集する企業の皆様へ ～労働者の募集や求人申込みの制度が変わりました～

〈職業安定法の改正〉

施行日：2018（平成30）年1月1日

職業安定法や省令・指針の改正に伴い、労働者の募集を行う際の労働条件の明示等について、留意点をお知らせします。

厚生労働省のホームページに、改正法に関する資料を随時掲載しています。

職業安定法 平成29年改正・検索

① 労働条件の明示が必要な時点（タイミング）

ハローワーク等へ求人申込みをする際や、ホームページ等で労働者の募集を行う場合は、労働契約締結までの間、下記のように労働条件を明示することが必要です。

時 点	必要な明示
ハローワーク等への求人申し込み、自社HPでの募集、求人広告の掲載等を行う際	<ul style="list-style-type: none"> ○求人票や募集要項等において、労働条件を明示することが必要です。 ○求人票のスペースが足りない等、やむを得ない場合には、「詳細は面談の時にお伝えします」などと書いた上で、労働条件の一部を別途明示することも可能です。
労働条件に変更があった場合、その確定後、可能な限り速やかに	<ul style="list-style-type: none"> ○当初明示した労働条件が変更される場合は、変更内容について明示しなければなりません。（職業安定法改正により新設されました。）
労働契約締結時	<ul style="list-style-type: none"> ○労働基準法に基づき、労働条件通知書等により労働条件を通知することが必要です。明示すべき事項については、厚生労働省ホームページに掲載の「モデル労働条件通知書」を参考にしてください。

② 最低限明示しなければならない労働条件等

以下の事項を書面の交付によって明示しなければなりません。

記載が必要な項目「業務内容」「契約期間」「試用期間」「就業場所」「就業時間」「賃金」「加入保険」

③ 労働条件を明示するに当たっては、職業安定法に基づく指針等を遵守することが必要です。

④ 職業安定法に基づく指針等の主な内容

○明示する労働条件は、虚偽又は誇大な内容としてはなりません。

○有期労働契約が試用期間としての性質を持つ場合、試用期間となる有期労働契約期間中の労働条件を明示しなければなりません。また、試用期間と本採用が一つの労働契約であっても、試用期間中の労働条件が本採用後の労働条件と異なる場合は、試用期間中と本採用後のそれぞれの労働条件を明示しなければなりません。

○労働条件の水準、範囲等を可能な限り限定するよう配慮が必要です。

労働条件は職場環境を含め可能な限り具体的かつ詳細に明示するよう配慮が必要です。

○明示する労働条件が変更される可能性がある場合はその旨を明示し、実際に変更された場合は速やかに知らせるよう、配慮が必要です。

雇用保険の各種届出の 電子申請の利用をお勧めしています

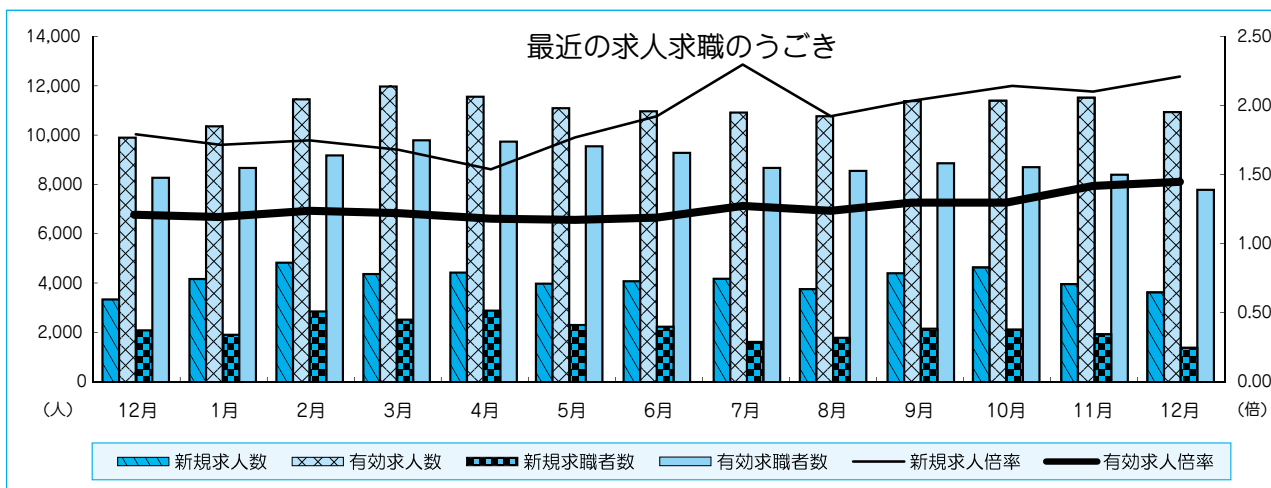
★電子申請のご利用が、年々増えています!

電子申請は、24 時間、365 日利用可能でハローワークに来所する必要もありません。個人情報の持ち運びもなく安全性の高い届出の手法です。

ハローワーク盛岡の12月の利用率は、取得届18.0%、喪失届17.1%など、全体では15.4%となっています。また、電子申請の事務処理を迅速に行うため、16時以降に集中処理をおこなっています。

このため、窓口での届出については、16時までのご利用に御協力をお願いいたします。

	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
新規求人数	3,275	4,190	4,821	4,392	4,431	3,913	4,030	4,205	3,768	4,453	4,565	3,986	3,655
有効求人数	9,846	10,227	11,564	12,021	11,546	11,156	10,994	10,903	10,728	11,397	11,435	11,511	10,977
新規求職者数	1,837	2,450	2,749	2,600	2,916	2,252	2,124	1,849	1,981	2,188	2,105	1,909	1,672
有効求職者数	8,206	8,573	9,239	9,818	9,769	9,551	9,243	8,659	8,564	8,712	8,707	8,351	7,895
新規求人倍率	1.78	1.71	1.75	1.69	1.52	1.74	1.90	2.27	1.90	2.04	2.17	2.09	2.19
有効求人倍率	1.20	1.19	1.25	1.22	1.18	1.17	1.19	1.26	1.25	1.31	1.31	1.38	1.39



ハローワーク盛岡菜園庁舎

盛岡新卒応援ハローワーク (1F)

TEL 019-653-8609 FAX 019-653-8608

職業相談コーナー (2F)

TEL 019-623-4800 FAX 019-622-1638

マザーズコーナー (2F)

TEL 019-907-0203 FAX 019-622-1638

わかもの支援コーナー (2F)

TEL 019-908-2060 FAX 019-908-2061

職業訓練相談コーナー (2F)

TEL 019-606-2256 FAX 019-908-2062

〒020-0024盛岡市菜園1丁目12-18 盛岡菜園センタービル

発行 盛岡公共職業安定所

〒020-0885 盛岡市紺屋町7番26号

TEL 019-624-8905 FAX 019-652-7199

沼宮内出張所

〒028-4301 岩手郡岩手町大字沼宮内7-11-3

TEL 0195-62-2139 FAX 0195-62-1312